

議案第71号

港区職員の給与に関する条例の一部改正について

1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区職員の給与に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 60歳到達日後の給料月額の取扱い

ア 原則

60歳到達日後における最初の4月1日以後の給料月額は、給料表の級号給に応じた額に70パーセントを乗じた額とすること（以下「給料月額7割措置」といいます。）を定めます。

イ 適用除外

次の職員については、給料月額7割措置を「適用しない」ことを定めます。

(ア) 臨時的任用職員、任期付職員等

(イ) 医師及び歯科医師の職員等

(ウ) 役職定年後も職務遂行上の特別の事情等により管理職に留任する職員（ただし、特定管理監督職群による留任の場合は、給料月額7割措置を適用）

(エ) 職務遂行上の特別の事情等があることから勤務を延長されている職員

ウ 給料月額の差額加算

役職定年制により降任等をした職員について、降任等をする前の給料月額の7割水準を担保するため、降任等の前の給料月額の7割の額と、降任等の後の給料月額の7割の額に差額があるときは、その差額相当額を給料月額に加算することを定めます。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員の給与の取扱い

ア 給料月額の取扱い

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額については、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる「基準給料月額」に1週間当たりの勤務時間数を38時間45分で除して得た割合を乗じて得た額とします。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{定年前再任用短時間勤務職員の給料月額}} = \\ \text{給料表に定める基準給料月額} \times \frac{\text{1週間当たりの勤務時間数}}{\text{38時間45分}} \end{array}$$

※暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算出も同様です。

イ 諸手当の取扱い

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数等を定めます。

また、初任給調整手当、扶養手当及び住居手当は支給しないこととします。

(3) 他の条例の読替規定

60歳到達日後の最初の4月1日以後に7割水準となる給料月額の降給については、「港区職員の分限に関する条例」に定める降給に関する書面の交付等の規定は適用しない趣旨の読替規定を定めます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、(3)の一部については、公布の日

(2) 経過措置

給料表における再任用職員の欄を定年前再任用短時間勤務職員に改正することや、暫定再任用職員の給料月額の取扱いなど、必要な経過措置を定めます。

(3) 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年港区条例第3号）等で定められた給与制度の改正による現給保障等（差額加算）について、新たに設ける役職定年調整額（役職定年制により降任等をした場合の差額加算）の規定の表現と整合を図るための改正を行います。

港区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、港区職員の分限に関する条例(昭和二十六年港区条例第二十一号)第七条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給(当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。</p> <p>8 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、港区職員の分限に関する条例(昭和二十六年港区条例第二十一号)第七条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。</p> <p>8 地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>

9 (略)

(中略)

(中略)

(超過勤務手当)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する

9 (略)

(中略)

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第六条の三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第六条第八項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(中略)

(超過勤務手当)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する第一項

第一項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

5 (略)

(中略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十八条 第十四条第一項、第十五条第一項、第三項及び第五項並びに前二条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て区規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一 (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(中略)

の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内の割合」とあるのは、「百分の百」とする。

5 (略)

(中略)

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十八条 第十四条第一項、第十五条第一項、第三項及び第五項並びに前二条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て区規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する勤務時間を五で除して得た時間に人事委員会の承認を得て区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。

一 (略)

二 再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間を同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(中略)

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。

4・5 (略)

(中略)

(勤勉手当)

第二十一条の四 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」とする。

4・6 (略)

(特定職員についての適用除外)

(期末手当)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」とする。

4・5 (略)

(中略)

(勤勉手当)

第二十一条の四 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十」とする。

4・6 (略)

(特定職員についての適用除外)

第二十一条の五 (略)

2 第九条の三から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 (略)

(中略)

付則

1～9 (略)

10 平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる定年前再任用短時間勤務職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、第六条第八項の規定により算出した額に一万二千円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

11 (略)

12 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日(付則第十四項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、

第二十一条の五 (略)

2 第九条の三から第十一条まで及び第十一条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

3 (略)

(中略)

付則

1～9 (略)

10 平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表(二)の適用を受けることとなる再任用職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、同表の額に一万二千円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

11 (略)

五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第十六項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場

合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

15 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額」と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第十二項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十四項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第十二項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

17 付則第十四項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第十二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者

の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

18 当分の間、付則第十二項の規定の適用を受ける職員に対する港区職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）付則第十二項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第十二項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第十二項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第七条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第十二項の規定による降給は、この限りでない」とする。

19 付則第十二項から前項までに定めるもののほか、付則第十二項及び第十四項の規定による給料月額その他付則第十二項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三、別表第五 (略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三、別表第五 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十
一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区職員の給与に関する条例（以下「改
正後の条例」という。）付則第十二項から第十九項までの規定は、
地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以
下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規
定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一
項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用
常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法
による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用
された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であ
るものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職
員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応
じた額（改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同
項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）
第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の

承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5| 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

6| 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十五条第四項及び第十八条第二号の規定を適用する。

- 7| 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十一条第三項の規定を適用する。
- 8| 改正後の条例第二十一条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。
- 9| 港区職員の給与に関する条例第九条の三から第十一条まで及び第十一條の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- (委任)
- 10| 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。
- (港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 11| 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第三号)の一部を次のように改正する。
- 付則第五項を次のように改める。
- (給料の切替えに伴う経過措置)
- 5| 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職

員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に應じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に應じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

付則第六項中「前項に規定する」を削り、「前項」を「であつて、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料月額」に、「同項の規定に準じて、給料を支給」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に應じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額と」に改める。

付則第七項中「について」を「であつて」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員に」を「職員の給料月額」に、「前二項の規定に準じて、給料を支給」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に應じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額と」に改める。

付則第八項中「再任用職員に」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に」に、「施行日以降にそ

の者の受ける」を、「施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額と」に改める。

12) 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

付則第四項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「よる給料の月額から当該額」を「より算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

13) 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

付則第八項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び同法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「一定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、

「した額」の下に「(暫定再任用短時間勤務職員にあつては、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年港区条例第一号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)」を加える。

付則中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とする。

付則第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を付則第十四項とし、付則第九項から付則第十二項までを一項ずつ繰り下げ、付則第八項の次に次の一項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の条例)」とする。

(改正案)

別表第一 (第5条関係)

行政職給料表

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額					
		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考 (略)

(現 行)

別表第一 (第5条関係)

行 政 職 給 料 表

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考 (略)

(改正案)

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前提任 用短時間勤 務職員以外 の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前提任 用短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		212,000	223,200	244,000	274,700

備考 (略)

(現 行)

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		212,000	223,200	244,000	274,700

備考 (略)

(改正案)

別表第二 (第5条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		294,500	355,300	416,100

備考 (略)

(現 行)

別表第二 (第5条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		294,500	355,300	416,100

備考 (略)

(改正案)

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 (略)

(現 行)

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考 (略)

(改正案)

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 (略)

(現 行)

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考 (略)

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>154 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に應じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に應じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>154 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が二級又は七級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会において受ける職員を除く。）には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料とし</p>

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であつて、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員であつて、任用の事情等を考慮して前二項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであつて、区長が定めるものについて、付則第五項の規定によ

て支給する。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する同一給料表適用特定職員を除く。）について、同項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定により給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表(二)の適用を受ける再任用職員に限る。）のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が同表二級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであつて、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により給料を支給される同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する。

り算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

9～16 (略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

2～10 (略)

(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第三号)の一部を次のように改正する。

付則第五項を次のように改める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下「同一給料表適用特定職員」という。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)の給料月額は、その

9～16 (略)

者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

付則第六項中「前項に規定する」を削り、「について、同項」を「であつて、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料月額」に、「同項の規定に準じて、給料を支給」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額と」に改める。

付則第七項中「について」を「であつて」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員に」を「職員の給料月額」に、「前二項の規定に準じて、給料を支給」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額と」に改める。

付則第八項中「再任用職員に」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に」に、「施行日以降にその者の受ける」を、「施行日以降にその者の属する職務の級に「応じた」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該同一給料表適用特定

職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額と」に改める。

12・13
(略)

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第三十九号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>153 (略)</p> <p>(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>4 施行日以後の港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）付則第五項の規定は、同項中「施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第三十九号）の施行日の前日においてその者が受けていた港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額に百分の〇・六一を乗じて得た額を減じて得た額（百円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>153 (略)</p> <p>(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>4 施行日以後の港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）付則第五項の規定は、同項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額」とあるのは「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年港区条例第三十九号）の施行日の前日においてその者が受けていた港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）付則第五項の規定による給料の月額から当該額に百分の〇・六一を乗じて得た額を減じて得た額（百円に満たない端数がある場合は、その端数を四捨五入するものとする。）」と読み替えて適用する。</p> <p>5 (略)</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十
一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

2 5 11 (略)

12 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年港
区条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

付則第四項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」
を削り、「よる給料の月額から当該額」を「より算出した差額に相当
する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

13 (略)

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）新旧対照表

改正案

改正前

（前略）

（前略）

付則

付則

157（略）

157（略）

8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び同法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額（暫定再任用短時間勤務職員にあつては、港区職員の勤務時間、

8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表(二)の適用を受ける地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表二級の再任用職員の欄に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、付則第五項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。

休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

9| 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

10| (略)

11| (略)

12| (略)

13| (略)

14| 付則第十一項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する

9| (略)

10| (略)

11| (略)

12| (略)

13| 付則第十項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）

月)からその支給額を改定する。

15| (略)

16| (略)

17| (略)

付 則

(施行期日)

1| この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十
一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

2| 12| (略)

13| 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年
港区条例第三号)の一部を次のように改正する。

付則第八項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)
第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六
第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用
職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六
十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しく
は第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務
職員」という。))及び同法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七
条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定
再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」の欄に掲げる給料月額」を
「一定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、

からその支給額を改定する。

14| (略)

15| (略)

16| (略)

「した額」の下に「(暫定再任用短時間勤務職員にあつては、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年港区条例第一号)第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の条例付則第十項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)」を加える。

付則中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とする。

付則第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を付則第十四項とし、付則第九項から付則第十二項までを一項ずつ繰り下げ、付則第八項の次に次の一項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の